

五島市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和元年度の定期監査（財務監査及び行政監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月27日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1 五 監 第 7 8 3 号

令 和 2 年 3 月 2 7 日

五島市議会議長 谷川 等 様

五島市長 野口 市太郎 様

五島市教育長 藤田 清人 様

五島市選挙管理委員会委員長 川村 久治 様

五島市農業委員会会長 山田 勝久 様

五島市固定資産評価審査委員会委員長 永尾 晃 様

五島市監査委員 橋 本 平 馬

五島市監査委員 神之浦 伊佐男

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、下記の課等について定期監査（財務監査及び行政監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

記

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課）

市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課

生活環境課） 農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課）

会計課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所

教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 学校給食センター

文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 小中学校

教育委員会分室 選挙管理委員会事務局（分室を含む。）

農業委員会事務局（分室を含む。） 固定資産評価審査委員会

令和元年度

定期監査結果報告書
(後期)

令和2年3月27日報告

五島市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の結果	2
	1 総括	2
	2 指摘事項等	2
第8	年間総括	8
資料	監査結果の区分	9

第1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）

第2 監査の目的

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているか、一般行政事務の執行が合理的かつ効率的並びに法令等にしたがって適正に行われているかどうかを主眼をおき行ったものである。

第3 監査の対象

総務企画部（総務課 政策企画課 財政課 情報推進課 税務課） 市民生活部（市民課 社会福祉課 長寿介護課 国保健康政策課 生活環境課） 農林水産部（農業振興課 農林整備課 水産課） 会計課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 教育委員会総務課 学校教育課 生涯学習課 学校給食センター 文化会館 勤労福祉センター 観光歴史資料館 図書館 小中学校 教育委員会分室 選挙管理委員会事務局（分室を含む。） 農業委員会事務局（分室を含む。） 固定資産評価審査委員会

第4 監査の範囲

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行。ただし、財産管理に関する事務の執行及び過去の指摘事項等に対する改善状況等については、令和元年度についても監査の対象とした。

なお、監査を効果的に実施するため重点項目を次のとおり設定した。

【監査の重点項目】

- (1) 収入に関する事務の執行（調定事務に限る。）
- (2) 支出に関する事務の執行（謝礼金に限る。）
- (3) 財産管理に関する事務の執行（普通財産の貸付事務に限る。）
- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等

第5 監査の期間

令和元年11月18日から令和2年3月18日まで

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。また、財産管理に関する事務について、現地に赴き、その適否を監査した。

第7 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次の指摘事項等のとおり改善又は是正すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

2 指摘事項等

(1) 収入に関する事務について（調定事務）

<指摘事項>

ア 国県の補助金及び委託金において、調定の起票が遅れているものが見受けられた。調定の時期は、原則として補助金は交付決定の通知があった日、委託金は契約締結日であるから、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第21条第1項の規定に基づき、適切な調定事務を行われたい。

（政策企画課 市民課 国保健康政策課 生活環境課 農業振興課 農林整備課 教育委員会総務課 学校教育課 農業委員会事務局）

イ 収入未済となった調定の繰越しにおいて、調定の時期が適切でないものが見受けられた。収入未済となった歳入は、財務規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、前年度分は出納閉鎖期日の翌日に、それ以前のもものは当該年度終了の翌日において繰越し調定すべきである。

（社会福祉課 教育委員会総務課）

ウ 地域総合整備資金貸付金収入について、調定の起票が遅れているもの、納期限を誤っているものが見受けられた。当該収入については、償還表兼債権管理簿において償還日が決まっているので、適切な調定事務を行われたい。

（長寿介護課）

エ 蕨へい獣処理用地の携帯電話無線基地局に係る土地使用料については、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に「使用面積1.7平方メートルまでごと」に算出すると規定されていることから、1.7平方メートルに満たない端数は切り上げて算出すべきところ、端数を切り捨てていたため180円不足額が生じているので、不足額を速やかに徴収されたい。

（農業振興課）

オ 漁港施設使用料において、調定の起票が遅れているものが見受けられた。また、調定の起票漏れにより不足額が 70,000 円、調定額の誤りにより過徴収額が 101 円、不足額が 1 円生じているので、過不足額を速やかに処理されたい。

(水産課)

カ 水産施設使用料において、使用料を減額しているにもかかわらず、起案文書に使用料の算出根拠の記載がなく、自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定による議決を経ていない。五島市行政財産使用料条例（平成 16 年五島市条例第 81 号。以下「行政財産条例」という。）第 2 条の規定に基づき、使用料の算出根拠を明確にされたい。また、使用料を減額するときは、条例で定める場合を除くほか、議会の議決を経るべきである。

(水産課)

キ 私用光熱水費（学校施設電気料金）において、平成 30 年 3 月 28 日から同月 30 日までに出納員が領収したものを同年 4 月 2 日に調定伝票を起票し、平成 30 年度の会計に収入していた。当該収入については、出納員が領収した日の所属年度である平成 29 年度の会計に収入すべきである。

(教育委員会総務課)

ク 奈留芸能館は、施設の利用者が 1 団体であったことから、平成 29 年度から施設の電気料及び水道料を私用光熱水費として徴収している。しかしながら、当該施設は、公の施設として設置され、当該施設の設置条例に使用料の規定があるから、条例規定の使用料を徴収すべきである。

(生涯学習課)

ケ 文化会館及び勤労福祉センターの市外の利用者については、利用許可書及び納付書を同封して送付し、使用料を納入させている。しかしながら、当該施設の条例に使用料は利用の許可を受けた際に納付しなければならないと規定されているから、使用料の納入を確認後に利用許可書を交付すべきである。

(文化会館 勤労福祉センター)

<指導事項>

ア 日本の宝「しま」交流支援事業の参加者負担金については、実行委員会が参加者から負担金を徴収し、市の会計に納入している。しかしながら、市は当該事業を実行委員会に委託しているのであるから、当該収入については実行委員会の収入とすべきである。

(生涯学習課)

イ 文化会館及び勤労福祉センターにおいて、利用の際に冷暖房等を使用

して増額となった使用料を次回利用申請までに納めてもらうこととしていたため、その納付に2か月以上要しているものが見受けられた。当該施設の条例に使用料は利用の許可を受けた際に納付しなければならないと規定されていることから、速やかに納入させるべきである。

(文化会館 勤労福祉センター)

(2) 支出に関する事務について (謝礼金)

<指摘事項>

ア 五島市まち・ひと・しごと創生推進会議については、内部規程により設置され、その委員に対し、五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(平成16年五島市条例第38号)別表第1に定める報酬の額に準じて謝礼金を支出している。しかしながら、当会議は、設置規程に規定されている設置目的、組織、運営等から判断すると、執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、諮問及び調査等を行う機関として実態を有するというほかないから、自治法第138条の4に規定する附属機関に該当するといわざるを得ない。したがって、同条第3項の規定により条例で設置すべきである。なお、附属機関の委員は、自治法第202条の3第2項の規定により非常勤とされていることから、自治法第203条の2第4項の規定によりその報酬及び費用弁償の額及び支給方法は条例で定めなければならない。

また、第3次五島市行政改革大綱に基づく実施計画の実施項目「各種審議会等の見直し」において、総務企画部総務課が、平成29年度に審議会等の調査を実施し、附属機関に該当すると判断をしている審議会等が複数あったが、一部を除き条例設置されていない。速やかに附属機関の条例化を図らねたい。

(共通事項)

イ 謝礼金の支出において、金額の決定に係る起案文書が作成されていないもの、金額の根拠が明らかでないもの、総務企画部財政課に合議されていないものが見受けられた。公金を支出する上での金額決定において客観性や妥当性の適切な判断ができないものとなっているので、起案文書に謝礼金の算出根拠等を明示して決裁を受けるべきである。

(三井楽支所 岐宿支所 農業委員会事務局)

ウ 漁業研修事業の指導者謝礼金については、平成30年5月分から平成31年1月分を平成31年3月5日に遅れて支払っていたので、毎月提出される研修日誌を確認後速やかに支出すべきである。

(水産課)

<意見 見>

本市においては、様々な施策の推進に当たり幅広い意見を聴くため、市民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する私的諮問機関が内部規程等により設置されている。近年、地方裁判所及び高等裁判所において、私的諮問機関について附属機関に該当するものが法律及び条例に基づかないものは違法であると判断されており、他の自治体においては、附属機関及び私的諮問機関（以下「附属機関等」という。）の設置、運営等を見直す取組が行われている。本市においても、第3次五島市行政改革大綱に基づく実施計画において、附属機関等の廃止・統合に係る見直し方針は示されたものの、複数の審議会等が附属機関に当たるとの認識があったにもかかわらず、必要な措置が講じられていない。附属機関等の適正かつ効率的な運営について速やかに取り組まれない。

なお、当該取組に当たっては、次の事項について留意すべきである。

ア 附属機関と私的諮問機関との混同を避けるため、附属機関等の設置及び運営、設置条例等に定める事項等について基準を示すこと。

イ 私的諮問機関の委員等に対し支出している謝礼金については、委員等の役務の内容を精査して支出の必要性及び金額を検討すること。

ウ 市政運営の公平性及び透明性を確保するため、五島市情報提供等の推進に関する規則（平成16年五島市規則第18号）第8条の規定に基づき、附属機関等の会議の公開、委員の公募に努めること。

エ 市職員の委員選任については、審議等の客観性を保持する観点から、事務局としての関与で足りる場合は選任しないなど、委員に含めることが必要と認める場合に限ること。

（共通事項）

(3) 財産管理に関する事務について（普通財産の貸付事務）

<指摘事項>

ア 本山財産区のテレビ中継局用敷地の貸付けについては、土地貸借契約（以下「原契約」という。）を解除する旨を合意していたが、契約解除日前に借受人から契約を継続したいとの要望があったため、契約解除を取り消すことについて合意することなく、原契約を継続するものとして取り扱っていた。しかしながら、契約解除を取り消すことについて合意していないため原契約は解除されているのであるから、新たに土地貸借契約を締結すべきである。また、原契約に基づき貸付料を無償としているが、起案文書に減免の根拠を明示すべきである。

（農林整備課）

イ 縫製工場及び農産物加工場の貸付料については、納期限までに納付されていなかった。また、市有財産貸付契約書第6条に「納付期限の翌日

から完納の日までの未納代金につき、延滞損害金を甲（市）に支払わなければならない。」と定めているにもかかわらず、延滞損害金を徴収していなかった。契約書に基づき、適正な事務処理を行われたい。

（富江支所）

ウ 旧高齢者ふれあいセンターの貸付料については、課税面積 267 m²で算出しているが、登記簿の実測面積 273.39 m²で算出すべきであるから、適切な貸付料を徴収されたい。

（玉之浦支所）

エ 頓泊海水浴場売店の光熱水費については、町内会が電気及びガス使用料は負担しているものの、水道料は、市のシャワー及びトイレ分が含まれており、売店のみの使用量を把握できないこと及び町内会から土地を無償で借り受けているとの理由から、徴収していない。公有財産の使用に係る光熱水費については、公有財産貸付事務処理手順（平成 25 年 2 月 7 日付け 24 五財第 1176 号財政課長通知。以下「貸付事務処理手順」という。）に基づき、実費徴収すべきである。

（玉之浦支所）

オ 岐宿町岐宿 2535 番の土地の一部の貸付料については、五島市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成 16 年五島市条例第 51 号。以下「財産条例」という。）第 4 条第 1 号の規定を適用し、土地貸付料及び浄化槽保守点検料等の 3 割負担としているが、貸付料の算出根拠に浄化槽保守点検料等が含まれているので、貸付料の算出根拠を見直されたい。

（岐宿支所）

カ 製茶加工場の貸付物件（建物）に附属した機械備品の使用対価については、財産条例第 7 条「物品は、公益上必要があるときは、地方公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」の規定により無償としているが、起案文書に公益上の必要性が記載されていないので、起案文書に公益上の必要性を明示して決裁を受けるべきである。

（岐宿支所）

キ 放送施設用地等の貸付けにおいて、貸付けに関する契約書等の書類が所在不明となっており提出されなかった。公文書については、五島市文書管理規則（平成 16 年五島市規則第 11 号）に基づき適正に管理されたい。また、放送施設用地等の貸付料については、財産条例第 4 条第 1 号の規定を適用して無償としているが、他の部署では徴収している事例が

あるので、市として取扱いを統一されたい。

(岐宿支所)

ク 携帯電話基地局用地等の貸付料については、算定誤りにより 464 円不足額が生じているので、不足額を速やかに徴収されたい。

(奈留支所)

<指導事項>

普通財産の貸付申請において、関係図面等が添付されていないものが見受けられた。貸付事務処理手順において、公有財産貸付申出書に位置図、平面図、現況写真等を添付すると定められているので、適正な貸付事務を行うため関係図面等を添付させるべきである。

(農林整備課 富江支所 玉之浦支所)

<意見>

今回の監査において、普通財産の土地を駐車場用地として町内会に貸し付けており、その貸付料が土地評価額の下落により更新を行うたびに減額となり、町内会が徴収した駐車場賃貸料から市に支払う貸付料を差し引くと数十万円の剰余金が生じている事例が見受けられた。

自治法第 237 条第 2 項において、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならないとされ、「適正な対価」とは、通常は当該財産が有する市場価格（時価）といわれている（逐条解説地方自治法第 9 次改訂版 松本英昭著）。現在、普通財産の貸付料については、行政財産条例別表に規定する使用料の算出方法に準じて固定資産税の仮評価額から算出しているところであるが、合理的な算出方法の一つとしては認められるものの、宅地の固定資産税評価額は地価公示価格の 7 割となっていることから、これを一律に適用することについては、適正な対価（市場価格）とはいえない。

他の自治体においては、不動産鑑定評価額、地価公示価格及び相続税評価額（相続税路線価）を用いて普通財産の貸付料を算出しているところもみられる。したがって、適正な貸付料を算出するため、高い収益を見込めない賃貸借契約において、一定の経費が掛かる不動産鑑定を依頼することは費用対効果の面から現実的でない面もあるが、貸付料が現在の経済情勢及び民間貸付料の動向等に照らして適切であるか、見直しも含め、鋭意検討する必要があるものとする。

また、普通財産の貸付けにおいて、契約更新を繰り返し契約期間が長期にわたっているものが見受けられた。財産を保有し続けることは維持管理経費が必要になってくることから、契約更新時には売却を推進されたい。

(財政課)

- (4) 過去の指摘事項等に対する改善状況等
特に指摘する事項等はなかった。

※指摘事項、指導事項、意見の区分については、9 頁の「監査結果の区分」を参照されたい。

第8 年間総括

令和元年度の定期監査については、市の機関の全てに対し前期と後期に分けて実施した。監査結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

	指摘事項	指導事項	意見	合計
前期	8 件	1 件	1 件	10 件
後期	20 件	3 件	2 件	25 件
合計	28 件	4 件	3 件	35 件

収入事務については、調定の時期が適切でないものが多数見受けられたので、複数職員での確認を行うなどチェック体制を強化し、関係法令の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

支出事務の謝礼金の支出において、金額の決定に係る起案文書が作成されていないもの、金額の根拠が明らかでないものが見受けられた。公金を支出する上では、金額の妥当性が求められるので、客観的な算出根拠を明確にし、適正な予算執行に努められたい。

財産管理事務については、普通財産の貸付けにおいて、貸付料の算出誤り及び減免の根拠等が不明確なものが見受けられた。普通財産は、市民から託された大切な財産であることから、貸付料の減額や無償の取扱いについては、その必要性及び妥当性を検証し、適正な事務処理に努められたい。

なお、監査結果については、情報を共有し、各所属部署において再度指導徹底を図られたい。

資料

監査結果の区分

監査等の実施結果の評価・判断にあたっては、「指摘事項」「指導事項」「意見」の3つに区分して行う。その取扱基準は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合で、改善及び是正の措置等を講ずるべき事項として指摘するもの

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意志決定が適切になされていないもの
- ③予算を目的外に支出しているもの
- ④収入確保に適切な措置を要するもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見（地方自治法第199条第10項）

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②市の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの